

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 宛て

届出者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用途 ( )
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種類 ( 太陽光発電施設 )
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	目的	太陽光発電施設の設置に伴い、土地の開墾や土地の形質の変更を行う場合、それらの行為についても届出の対象となる場合があります。
行為の場所		〇〇市〇〇町〇〇	
行為の着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	行為の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 電話番号 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	名称及び担当者名	名称 株式会社〇〇〇〇	担当者名 〇〇 〇〇
※受付欄		※処理欄	

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあつては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。  
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		太陽光発電施設 (三重県景観規則第6条第1項第11号該当)			
新設 増築 ・改築 ・移転 (該行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>	
	築造面積 (太陽電池モジュールの合計面積)	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>	
	高さ	○○ ( ) m	( ) m	○○ ( ) m	
	構造	○○架台の上に太陽光パネルを設置			
	仕 上 げ	色彩	届出部分 太陽光パネル：○○色（マンセル値） フレーム・架台：○○色（マンセル値） パワーコンディショナー：○○色（マンセル値） 分電盤：○○色（マンセル値） フェンス：○○色（マンセル値）		既存部分
		素材	太陽光パネル：○○ フレーム・架台：○○ パワーコンディショナー：○○ 分電盤：○○ フェンス：○○		
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>
		樹種等	○○、○○		
その他					
色彩の変更 外観の変更 (修繕・模様替・)	(対象工作物)	変更面積	変更後	変更前	
	・外観面積 _____ m <sup>2</sup>	色彩	m <sup>2</sup>		
	・築造面積 _____ m <sup>2</sup>		素材	m <sup>2</sup>	
・高さ _____ m					
・構造 _____					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		※ 景観形成基準チェックシート1①～③に記入していただいた内容を参考に、要約した上で記入してください。			

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、三重県景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。  
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）  
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。  
（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

# 景観形成基準チェックシート

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	株式会社〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇			
行為の場所	〇〇市〇〇町〇〇			
周辺景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周囲にはスギ林が広がっている。〇〇展望台から、〇〇山への眺望の中間点に位置する。</li> <li>・県道〇号沿いに位置し、道路沿いには、民家が建ち並んでいる。敷地の背後には、田園が広がっている。</li> <li>・都市計画区域（内/外）、自然公園区域（内/外）</li> </ul>			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	ガイドライン記載箇所	
1 共通的事項	① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの色彩は〇色とし、低反射仕様とする。</li> <li>・周囲に設置するフェンスは、周辺の景観と調和するよう〇色とする。</li> <li>・直接見えないよう、植栽で目隠しを行う。</li> </ul>	(1) ①、② (2) ②	
	② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺には、〇〇展望台及び〇〇公園があるが、視点場から眺望する範囲に入っていない。</li> <li>・山の斜面に設置するため、太陽光パネルを分散して配置し、人工物の存在感を軽減させる。</li> <li>・周囲に主要な視点場はない。</li> </ul>	(2) ③	
	③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。</li> </ul>	(2) ①	
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。</li> <li>・付属設備は敷地境界から離れたところに配置し、目立たないようにする。</li> <li>・隣接する民家から直接見えないよう、植栽で目隠しを行う。</li> </ul>	(2) ①、②
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇展望台からの眺望の範囲に入らない。</li> <li>・山の斜面に設置するため、太陽光パネルを分散して配置し、人工物の存在感を軽減させる。</li> <li>・周囲に主要な視点場はない。</li> </ul>	(2) ③
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾根線上への設置は行わない。</li> <li>・稜線から太陽光発電施設が突出しないよう、高さを低くする。</li> </ul>	(2) ④
		d) 行為地の周囲に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の樹木より高さを低くする。</li> </ul>	
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の〇〇から離して、配置している。</li> <li>・〇〇街道から見えない位置に配置している。</li> </ul>	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	ガイドライン記載箇所
2 個別的事項 ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模 f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当しない。</li> </ul>	(2) ②
	g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界から〇m後退して、太陽光パネルを配置する。</li> <li>・道路から直接見えないよう、植栽で目隠しを行う。</li> </ul>	(2) ②
	イ 形態及び外観 a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感があるよう配慮する。</li> </ul>	(2) ①
	b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇展望台から、太陽光パネルが見えないよう、周囲を樹木で囲う。</li> <li>・周囲に主要な視点場はない。</li> </ul>	(2) ③
	c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根に設置する太陽光パネルは、屋根から突き出さないように設置する。</li> <li>・屋上に設置する太陽光パネルの高さなるべく低くなるよう、勾配を小さくする。</li> <li>・太陽光パネルの周りをルーバーで囲い、目隠しを行う。</li> </ul>	(2) ⑤⑥
	d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当しない。</li> </ul>	—
	e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当しない。</li> </ul>	—
	f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から直接見えないよう、植栽で目隠しを行う。</li> </ul>	(2) ②
	g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当しない。</li> </ul>	—
	ウ 色彩 a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの色は低明度かつ低彩度で目立たない〇色で、屋根と一体的に見える色彩とする。</li> <li>・フレーム・架台の色彩は〇〇色、付属設備は〇〇色、フェンスは〇色を使用し、目立たないようにする。</li> </ul>	(1) ①、③、④
	b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセント色の使用はない。</li> </ul>	—

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	ガイドライン記載箇所
2 個別的事項 ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 ② 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	エ 素材 a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルは、低反射仕様とする。</li> <li>文字や絵などが描かれておらず、模様が目立たないものを使用する。</li> </ul>	(1) (2)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>活用できる地場産材はない。</li> </ul>	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性に優れた部材を使用する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>該当しない。</li> </ul>	—
	オ 緑化 a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内を芝草により緑化を図り、人工物の存在感を軽減させる。</li> </ul>	(2) (3)
	b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の周囲に中低木を植栽し、目立たないように配慮する。</li> </ul>	(2) (2)
	c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当しない。</li> </ul>	—
	カ その他 a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当しない。</li> </ul>	—
	b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。</li> <li>照明を低い位置に設けている。</li> </ul>	
	c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当しない。</li> </ul>	—

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別的事項	<p>② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉞物の掘採を除外） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> <p>ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>		
化等）	<p>③ 土石の採取又は鉞物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑</p> <p>ア 土石の採取又は鉞物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>		
件）	<p>④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の集積、貯蔵の方法及び遮へい方法</p> <p>ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>		

【別紙】

太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響に関する予測結果調書

景観への 影響の種類	景観への影響の程度		景観への影響をできる限り 回避・低減することを目的と して検討した対策等の内容
	予測結果	左記の根拠	
1. 眺望及び 景観の変化	<input type="checkbox"/> 景観に影響がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路を通行する自動車や歩行者等からよく見えるため。</li> <li>・民家が隣接しているため。</li> <li>・主要な視点場から望見できるため。</li> <li>・山の斜面に設置するため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの色彩は〇色とし、周囲に設置するフェンスは、〇色とする。</li> <li>・直接見えないよう、植栽で目隠しを行う。</li> <li>・屋根に設置するパネルの最上部を低くし、目隠しを図る。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 景観への影響は極めて小さい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場、〇〇展望台、〇〇公園等から眺望する範囲に入っていないため。</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 景観に影響がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林に囲まれており、周囲から見えないため。</li> </ul>	
2. 太陽電池 モジュール の反射光	<input type="checkbox"/> 景観に影響がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路を通行する自動車や歩行者等からよく見えるため。</li> <li>・民家が隣接しているため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルは低反射仕様とする。</li> <li>・太陽光パネルの傾斜方向を民家と反対方向とする。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 景観への影響は極めて小さい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くに交通量の多い道路や民家がないため。</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 景観に影響がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林に囲まれており、周囲から見えないため。</li> </ul>	

「景観への影響の種類」の欄について、それぞれ該当する予測結果を1つ選択(チェック)し、判断の根拠を記入してください。(「景観に影響がある」と判断した場合は「景観への影響をできる限り回避・低減することを目的として検討した対策等の内容」を記載してください)

**その他の添付書類**（チェックリストとして使用してください）

- 付近見取図
- 配置図
- 立面図
- 現況写真
- 太陽光パネルの総面積が分かる資料（図面等への記載でも可）
- カタログ（太陽電池モジュールの外観、寸法、素材等の仕様が分かるもの）
- フレームや架台、付属設備の色彩が分かる資料（図面等への記載でも可）
- フォトモンタージュ

※詳細は、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き（P6,7）」及び「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン（P3）」をご覧ください。